

4. 都市公園・緑地整備の方針

4-1 基本的な考え方

(1) 緑の基本計画の策定

- ・都市公園・緑地については、緑の基本計画*を策定し、これに基づく整備を進めます。特に緑化が必要なエリアについては、緑化重点地区*の設定による重点的な整備を検討します。

(2) 効果的な都市公園・緑地整備

- ・都市公園・緑地の整備は、リニューアルなど、これまで蓄積してきた既存ストックを有効に活用することを前提とし、既決定または整備済みの都市公園・緑地の配置状況及び市民の意向把握や、費用対効果を十分に踏まえた上で推進します。

(3) 地域の特性に応じた公園・緑地の整備とネットワーク

- ・自然的・社会的特性や公園の整備状況など、地域の特性を考慮した上で、公園・緑地等の適切な配置・整備及びネットワーク化を図ります。

(4) 安心して安全に利用できる公園・緑地

- ・誰もが安心して安全に利用できるよう、既存施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方に基づいた整備を図ります。

(5) 市民参画の促進と都市内緑化の促進

- ・市民参画による公園づくりや協定による緑化の推進により都市内緑化を促進します。また、緑化活動を通じたコミュニティの育成を目指します。

4-2 主要な施設の整備の方針

(1) 公園・緑地の整備・充実

1) 身近な公園・広場等の整備充実

- ・身近な公園・広場等の整備に対する市民のニーズが高いことから、整備水準が低い地域を中心に、子育て世代をはじめとする多様な世代が憩えるコミュニティ空間として、近隣公園*や街区公園等の適切な配置・整備と機能の充実を図ります。また、国分海浜公園などの地区公園*の整備充実を図ります。
- ・市街地においては、道路の残地や街角の空地などを利用したポケットパーク*やポケットフォレスト*の整備を進めます。

2) 多様なニーズに対応する公園・緑地づくり

- ・日常の憩いはもとより、レクリエーション、健康づくりや環境学習など多様な市民

ニーズに的確に対応する公園・緑地を適正に配置・整備します。既存施設については、必要に応じて機能の再整理や再整備を行いながら、市民が快適で安心・安全に利用できるような施設の充実を図ります。

- ・城山公園、丸岡公園は、広域的な核となる総合公園*と位置付け、整備充実・再整備を図ります。また、(仮称)霧島中央公園の整備計画の検討を進めます。
- ・市民の運動の場として、国分運動公園の施設の機能充実、まきのはら運動公園の整備を進めます。
- ・史跡や名勝と一体となった公園として、上野原縄文の森、隼人塚史跡公園の活用を図るとともに、大隅国分寺跡及び大隅正八幡宮(鹿児島神宮)関連遺跡の歴史・史跡公園としての整備等を検討します。

3) ネットワーク化の推進

- ・人と緑のふれあう場を創出し、生態系を保全するため「水と緑の景観軸」の形成を図るとともに、市街地と公園のネットワークや公園相互のネットワークを充実し、公園機能の向上と利用促進を図ります。
- ・また、緑の拠点となる公園・緑地や社寺林等の樹林地、水辺空間等をネットワーク化し、散策ルートやビオトープ*回廊の創出を図ります。

4) ユニバーサルデザイン化の推進

- ・公園や緑地の整備・改修においては、日常のレクリエーション活動の場や災害時の避難場所となることに留意しながら、ユニバーサルデザイン化を推進し、すべての市民が安心して利用できる安全な施設づくりを図ります。

(2) 緑あふれるまちづくりの協働による推進

1) 公共空間等の緑化の推進

- ・道路や鉄道沿線の緑化、官公庁や学校・公営住宅等の公共敷地の緑化を推進するとともに、緑化や維持管理への市民の参画を促進します。
- ・また、花いっぱい運動の推進やガーデニング、市民花壇づくりの普及などを通じ、花と緑あふれるまちづくりを支援します。

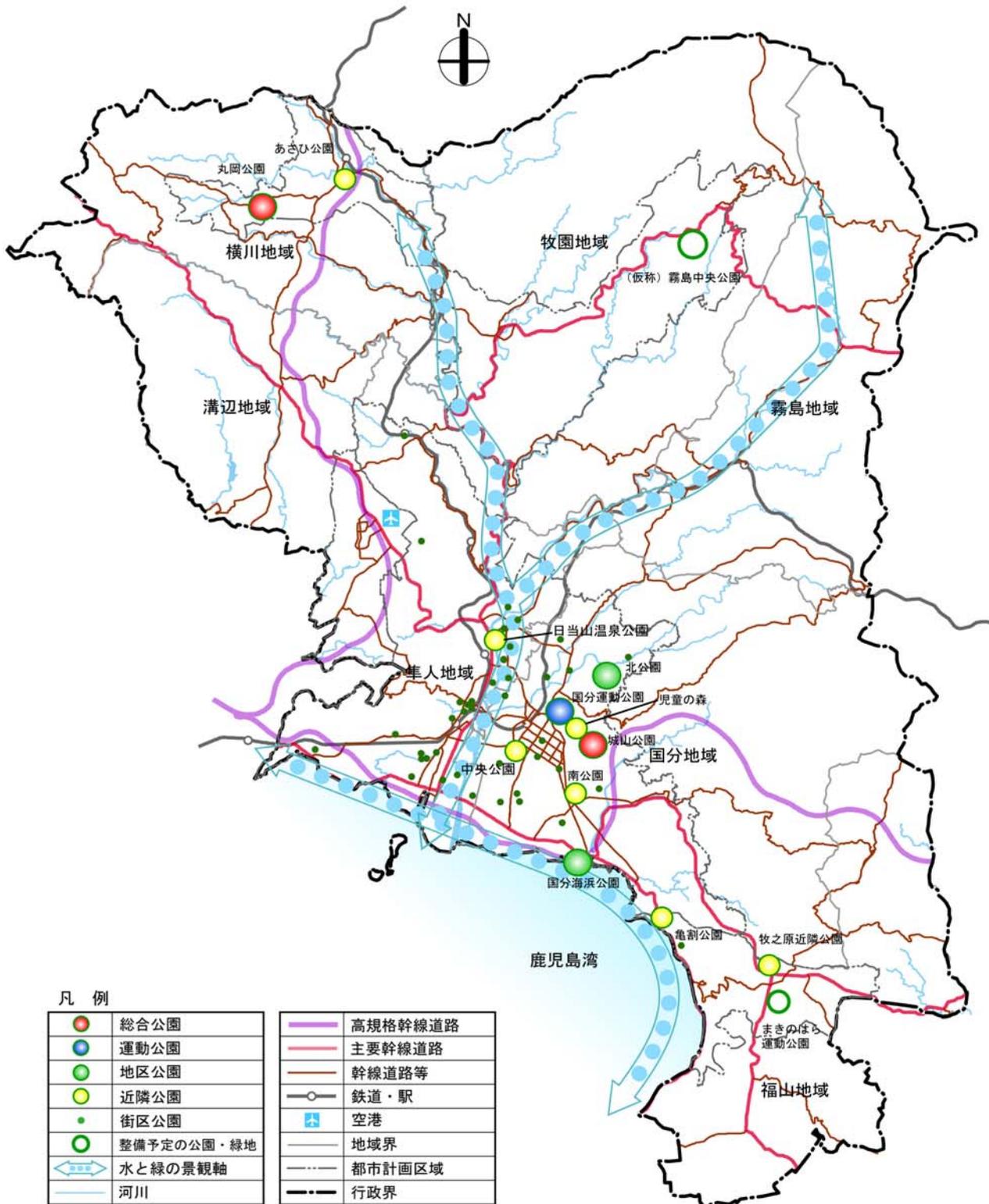
2) 民有地緑化の促進

- ・住宅敷地や店舗・企業敷地などの緑化を促進するため、緑化に関する情報提供や緑化基金制度の設立など支援体制の充実に努めます。
- ・宅地開発等においては、建築協定や緑地協定、地区計画に基づく緑化の取り組みを促進します。また、大規模事業所における敷地内緑化を指導するとともに、建築物の壁面緑化や屋上緑化の普及を進めます。

3) 市民との協働による公園づくりや管理運営

- ・公園の整備や改修に当たっては、ワークショップ*等の開催を通じ、計画づくりからの市民参画を促進し、市民意見の反映により、愛着が感じられる個性ある公園づくりを目指します。
- ・身近な公園・緑地の管理運営に市民が参画できる仕組みの充実を図ります。

■ 都市公園・緑地整備方針図



5. 下水道・河川整備の方針

5-1 基本的な考え方

(1) 地域の実情を踏まえた下水道施設等の整備

- ・公共下水道については、「鹿児島県生活排水処理施設整備構想」や「霧島市生活排水対策推進計画」に基づき、地域の実情に応じて合併処理浄化槽*等との役割分担を行い、快適で環境にやさしい生活環境の形成、公共用水域の水質保全及び浸水の防除を図るための整備を進めます。

(2) 災害に強く親しめる川づくり

- ・市内を流れる大小の河川においては、災害に強い都市づくりを進めるため、総合的な治水対策を進めます。
- ・また、河川は、農業用水など利水面での機能を有するほか、景観・レクリエーション・観光資源として、さらに生物を育む場、環境学習の場として重要であることから、適切な保全と活用を図るとともに、水辺へのアクセス性の向上など、都市づくりと一体となった水辺空間の整備を進めます。

5-2 主要な施設の整備の方針

(1) 下水道

1) 公共下水道等の整備

- ・道路整備や土地区画整理事業などとも連携した事業体制を確立しながら、国分隼人公共下水道事業、牧園町特定環境保全公共下水道事業を推進し、供用開始区域における接続率のより一層の向上を目指すとともに、処理区域の拡大を進めます。
- ・公共下水道事業等の予定されていない区域等においては、合併処理浄化槽の機能や補助制度などに関する啓発活動を通じ、高度処理型を含めた合併処理浄化槽の普及推進を図ります。

2) 浸水対策等の充実

- ・都市化の進展による保水力の低下に対応し、浸水被害対策のための雨水幹線排水路やポンプ場等の施設の整備を図ります。

3) 下水道関連施設の維持・管理

- ・既存の下水道施設については、ライフサイクルコスト*の最小化の観点で踏まえ、耐震化等の機能向上も考慮した長寿命化対策の実施を図るなど、施設や管渠みなぎょの効率的な維持・管理に努めた上で、必要に応じて適切な改築を図ります。
- ・公共用水域の水質を保全するため、国分隼人クリーンセンター、牧場クリーンセンターの適切な維持管理に努めます。

(2) 河川

1) 災害に強い川づくり

- ・都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害や、近年多く見られる予想困難な集中豪雨に伴う洪水等に対応するため、計画的な河川の改修・整備を進めるとともに、地域の特性に応じて被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を進めます。
- ・ため池の保全、治水機能の維持・充実を図ります。

2) 河川整備に際しての多機能への配慮

- ・河川の整備に当たっては、自然環境に配慮し、多自然型川づくり*等によりアユなどの魚類やホタルなど水域生物が棲みやすい環境の創出に努めます。
- ・農業用水の確保など事業活動との整合を図ります。

3) 潤いのある水辺空間の創出

- ・良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全・快適で潤いのある水辺空間の創出を図ります。
- ・本市を流れる最も大きな河川である天降川^{あもり}においては、公園と一体となった親水空間として、河畔散策のできる天降川^{あもり}リバーフロントの整備を継続して進めます。
- ・妙見温泉^{みょうげん}から北側の奥天降川^{あもり}流域においては、新たな観光スポットを発掘し、地域資源を生かした魅力ある空間の創出を目指します。

4) 協働で育む水辺空間の創出

- ・霧島市天降川^{あもり}等河川環境保全条例*及び天降川^{あもり}自然環境基礎調査報告書等を活用しながら、市民や事業者による河川の浄化活動や水辺での環境学習活動・環境保全活動を積極的に支援し、市民とともに育む川づくり・水辺空間づくりを推進します。

■ 下水道・河川整備方針図



6. 供給処理関連施設整備の方針

6-1 基本的な考え方

(1) 上水道

- ・上水道・簡易水道の水道施設については、老朽化による機能低下が懸念されるため、効率かつ計画的な改修や合理的な配水体制を整備し、安全でおいしい水を引き続き安定供給できるよう努めます。

(2) 市場

- ・霧島市公設地方卸売市場は、市民の食生活に欠かすことのできない施設であることから、適切な維持・管理を行います。

(3) 墓園・火葬場

1) 墓園

- ・霧島市宇都墓地、霧島市久保山墓地公苑、霧島市しもづる墓地公苑の適切な維持・管理を行います。

2) 火葬場

- ・霧島市国分斎場の適切な維持・管理を行うとともに、牧園・横川地区の火葬については、伊佐北始良火葬場管理組合（伊佐市）に適切に委託管理します。

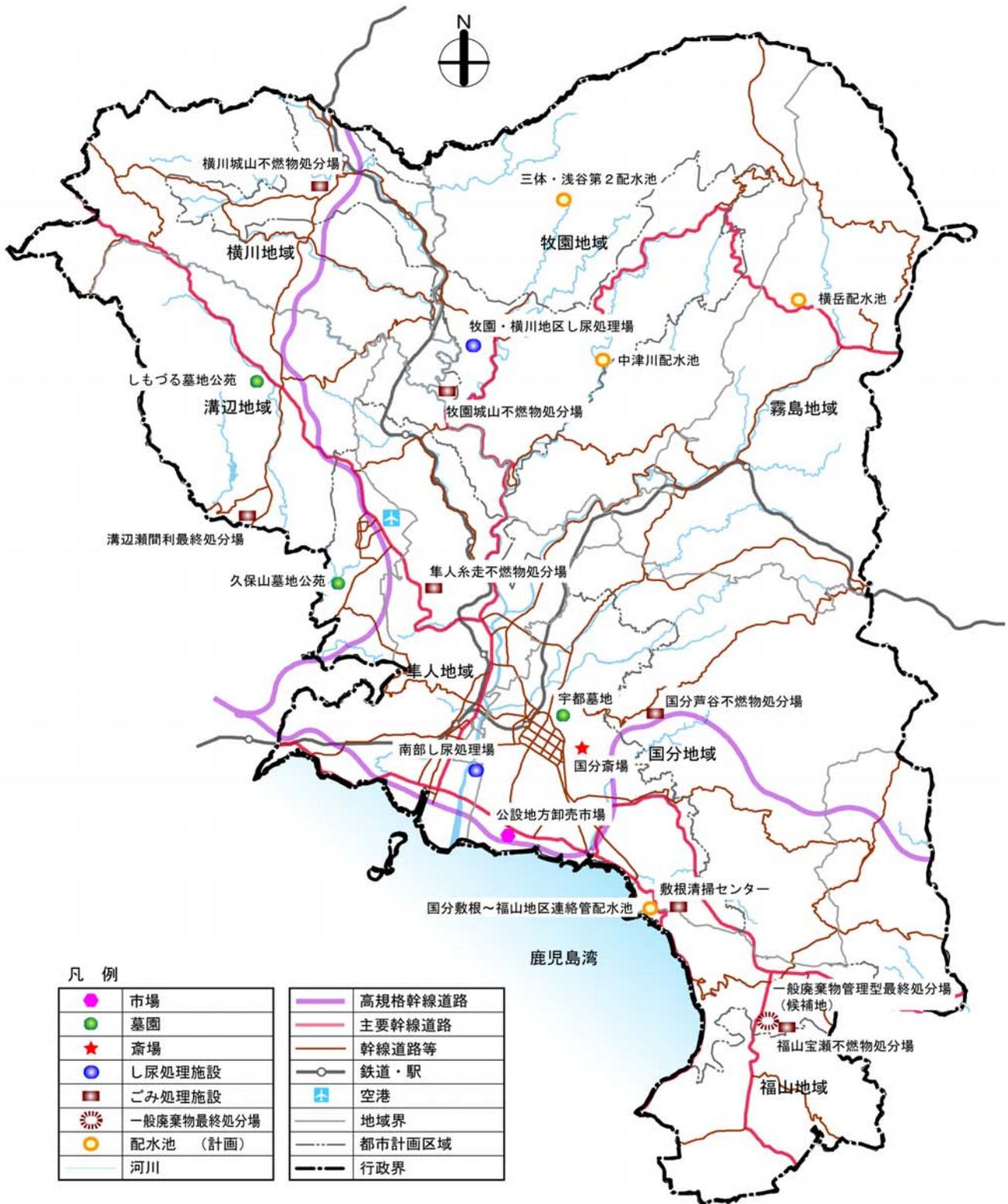
(4) し尿処理場

- ・南部し尿処理場、牧園・横川地区し尿処理場「清水館」の適正な維持管理に努めます。

(5) ごみ処理施設及び最終処分場

- ・霧島市敷根清掃センターについては、資源化物の一時保管場所を整備するなど、必要に応じて作業の効率化のための施設整備を進めるとともに、適正な維持管理を行います。
- ・可燃ごみ等を焼却した際に生じる飛灰固化物を、適正に処理するための一般廃棄物管理型最終処分場の早期整備を図るとともに、飛灰固化物そのもののリサイクルの可能性について調査・研究を行います。また、公共のごみ処理施設の適正な維持管理を行います。
- ・ごみの適正処理及び処理経費の削減を考慮しながら、民間のごみ処理施設の活用を推進します。

■ 供給処理関連施設整備方針図



7. 都市環境形成と保全の方針

7-1 基本的な考え方

- ・霧島市環境基本計画*等を踏まえ、市民・事業者・行政の協働により、本市の良好な環境を将来の世代へ引き継いでいくための取り組みを進めます。

(1) 豊かで美しい自然環境の保全

- ・霧島連山や錦江湾に注ぐ天降川^{あもり}等の河川、流域に広がる田園や点在する温泉群などの豊かで美しい自然環境と共生し、未来への資産として継承できるよう、地域特性に応じた自然環境の保全と活用を推進します。

(2) 快適な生活環境の創造

- ・快適で健全な生活環境を保全・創出するため、都市計画制度の活用を図ります。また、環境汚染や公害の防止に努めるとともに、環境の美化を進めます。

(3) 低炭素循環型社会*の形成

- ・新エネルギー*や省エネルギーの促進による温室効果ガスの抑制、3R*（廃棄物の発生抑制（リデュース）、部品等の再利用（リユース）、使用済み製品等の原材料としての再生利用（リサイクル））の推進、地産地消の促進により、市民の生活様式や事業活動を見直し、持続可能な社会の形成を図ります。

7-2 主要な都市環境形成と保全の方針

(1) 自然環境の保全の方針

1) 自然環境の保全

①各種法令・制度の活用

- ・地域の自然的・社会的特性を考慮し、都市計画法等の土地利用に関する各種法令に基づき、自然環境保全の観点から計画的な土地利用の規制・誘導を図ります。
- ・周辺市街地の緑地については、必要に応じて風致地区*制度や緑地保全地域*制度、市民緑地制度*などの活用を検討し、ふるさとの緑地を保全します。

②自然環境の管理・保全等

- ・森林は、水源涵養^{かんよう}、二酸化炭素の削減、土砂災害の防止など多面的な機能を持っていることから、市民や事業者、地権者との協働により、適切な維持管理等を推進し、荒廃を防止します。また、シラス台地上の樹林地や斜面緑地の保全に努めます。
- ・鹿児島空港や工場等の緩衝緑地帯については、適正な保全・創出を図ります。
- ・錦江湾における海辺環境を保全するため、環境浄化や生物の生育環境の確保などに考慮した適切な管理に努めます。

- ・かけがえのない自然を後世に引き継いでいくため、関係法令に基づいてヤマネ*やコクガン*、ノカイドウ*、ミヤマキリシマ*、カワゴケソウ*、ササバモ*など希少動植物の保護の徹底を図ります。

③公共事業や開発における自然や生態系への配慮

- ・公共事業の実施に際しては、自然環境との調和や生態系の保全に配慮します。また、民間の宅地開発等に際しても、同様の配慮がなされるよう、都市計画等の施策に基づき、事業者への指導の徹底と誘導を図ります。

2) 自然環境との共生とふれあい

①地域を特色づける自然との共生

- ・農山村地域では、里山、農地、河川等と集落地や温泉郷等が一体となった独自の環境が形成され、自然環境は住民の生活や観光・交流に重要な役割を果たしています。これらの自然環境については、農林水産業の振興や都市住民との交流活動のほか、観光資源としての活用を継続しつつ、保全を図ります。

②自然とのふれあいの場の整備

- ・自然公園や自然遊歩道などを自然体験・環境学習の場として活用するとともに、健康にも良いウォーキングロードの整備による森林セラピー*基地の形成など、市民や観光客が自然とふれあえる場の整備を進めます。

③自然保護意識の高揚と協働の推進

- ・環境学習の機会の提供や自然保護に関する啓発を進めるとともに、市民の参画と協働により自然環境の保全・活用を進めます。

3) 地球環境への配慮

- ・市が実施する事業に関しては、霧島市地球温暖化対策実行計画*に基づき、地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量低減に率先して取り組みます。また、地球環境への配慮について、市民・事業者への情報提供・啓発を推進します。

(2) 快適な生活環境の創出に関する方針

1) 良好で住みやすい生活環境の維持・創出

- ・市街地や集落地における快適な生活環境を維持・創出するため、地域の実情に応じて、用途地域や地区計画、建築協定、緑地協定等の都市計画制度の活用や都市施設の整備を図ります。

2) 環境への負荷の少ない生活環境づくり

- ・公害・環境汚染に関する調査や監視体制を整備するとともに、市民や事業者への啓発や関係機関との連携により、きれいな空気、きれいな水、快適な音環境（騒音・振動の防止対策の推進）の創出に努めます。
- ・公共事業等に際しては、計画、工事、供用の各段階において、環境負荷の低減を図ります。また、民間事業者に対しても同様の啓発・情報提供を進めます。
- ・公共下水道や合併処理浄化槽の普及を促進し、生活排水処理の適正化を図るとともに、企業・事業所や農家、ホテル・旅館等に対して、適正な排水処理や農薬使用等について要請します。

3) 地域美化活動の促進

- ・霧島市生活環境美化条例*及び天^{あま}降川等河川環境保全条例に基づき、環境美化推進員（兼河川環境保全推進員）の任命、環境美化モデル地区の指定や環境美化に関する地域リーダーの養成を行い、地域の特性を生かした美化活動を促進します。これにより、市民一人ひとりの環境美化意識の向上を図り、ごみの不法投棄等のない潤いと安らぎのある地域環境の創出に努めます。

(3) 低炭素循環型社会の形成に関する方針

1) 新エネルギー・省エネルギーの促進

- ・省エネルギーに関する啓発や情報提供を行うとともに、太陽光や地熱、バイオマス*等を活用した新エネルギーの利用可能性と将来性を検討し、市民や事業者との協働により、温室効果ガス排出の抑制に取り組みます。

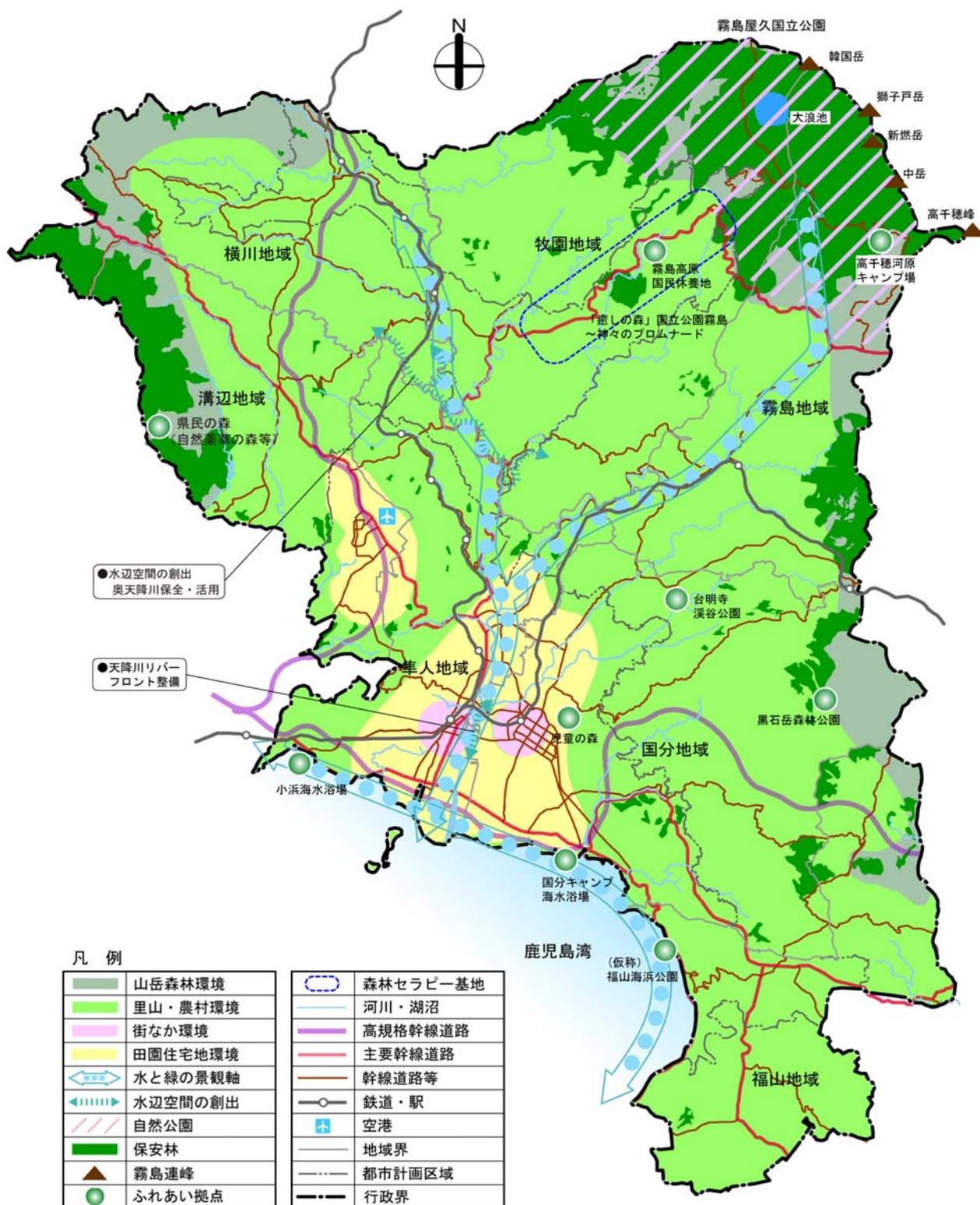
2) 廃棄物の減量や循環利用

- ・市民、排出事業者、処理業者及び行政が協働し、役割分担しながら、3Rを推進することにより、廃棄物の排出量、焼却処理量及び最終処分量を抑制します。
- ・廃棄物処理の効率化及び処理経費の削減を考慮しながら、循環的利用ができない廃棄物を適正に処理し、環境への負荷の低減を図ります。

3) 地産地消の促進

- ・地元産出の農産物や木材等の地元での消費を促進するための啓発を進めます。

■ 都市環境形成・保全方針図



8. 都市景観形成の方針

8-1 基本的な考え方

(1) 景観行政への取り組み

- ・景観法に基づく景観行政団体として、良好な景観の形成に関する「景観計画」の策定や景観上重要な建造物・樹木の保全、豊かな自然と調和した美しい農村景観の保全・創出に向けた施策などを検討し、美しいまちづくりに積極的に取り組みます。

(2) 市民が誇りをもてる美しい都市景観の形成

- ・霧島連山が織りなす山並みや、森や河川、農地などの「自然的景観」、霧島神宮や鹿児島神宮、温泉郷などの「歴史・文化的景観」、都市部における「市街地景観」を、市民が誇りをもてる美しい都市景観として保全・形成します。また、霧島連山～錦江湾～桜島を望むダイナミックな眺望は、本市の「視軸」として位置付け、眺望景観の確保に努めます。

(3) 市民との協働による景観づくり

- ・景観に対する市民の意識の啓発や必要な情報の提供を図り、市民・行政がそれぞれの役割を分担しながら、協働による美しい景観づくりを推進します。

8-2 主要な都市景観形成の方針

(1) 自然的景観の保全と形成

- ・からくにだけ韓国岳をはじめ、しんもえだけ新燃岳、たかちほのみね高千穂峰などが連なる霧島連山の雄大な景観、市街地から錦江湾や桜島を望む美しい景観など、地域を代表する自然的景観を、市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに保全し、さらに美しく魅力あふれるものとして次世代に引き継ぎます。
- ・あもり天降川や霧島川の貴重な水辺空間については、地域を代表する潤いのある水辺景観として保全・活用を図ります。

(2) 歴史・文化的景観の保存と活用

- ・てんそんこうりん天孫降臨の神話が伝わる霧島神宮や、古事記に登場する海幸彦・山幸彦の神話の地とされる鹿児島神宮などの文化財・史跡をはじめ、市内に点在する地域固有の歴史的景観を保全するとともに、これらの周辺地域において歴史資源と調和した魅力的な景観の活用を図ります。
- ・温泉街をはじめ、観光客など多くの人を訪れる地区においては、地域特性や周辺との調和に配慮した建築物・工作物の色彩や形態・意匠等の誘導により良好な景観形成を図るよう努めます。

(3) 魅力ある市街地景観の創出

- ・ JR 国分駅、隼人駅周辺などのまちの玄関口となる地区については、本市の顔となる風格のある景観の形成を図ります。
- ・ 牧園地域の高千穂地区では、街なみ環境整備事業*などを活用した魅力づくりを進めます。
- ・ 幹線道路沿道における調和のとれたまちなみの形成や、住宅地における閑静なまちなみの形成など、それぞれの地域の特性に応じた建築物の色彩・形態・意匠や屋外広告物の規制・誘導を行い、美しい景観の形成に努めます。
- ・ 既に良好な景観が形成されている地区や、今後、景観形成を図っていく必要がある地区については、景観計画による景観地区の指定を検討し、美しいまちなみの形成を図ります。

(4) 市民との協働による景観づくり

- ・ 美しい景観づくりのためには、行政による景観整備だけでは限界があることから、市民や事業者と行政との協働に取り組みます。
- ・ 市民による生垣づくり、敷地内への樹木・花の植栽、ベランダや窓辺への緑の配置など、一人ひとりができる身近な景観まちづくりを推進するとともに、清掃や美化活動などの地域が主体となった活動を推進します。

9. 都市防災の方針

9-1 基本的な考え方

- ・風水害や地震・津波、火山噴火に伴う火災など多様な災害の発生が想定される本市の特性を踏まえ、自助・共助・公助の理念のもと、関係機関との連携及び市民との協働により、ハード・ソフトの両面から、災害に強い都市づくりを進めます。

(1) 治山治水等による自然災害の防止

- ・自然災害の危険箇所についての状況調査と、防災事業の推進及び危険箇所の周知を推進するとともに、防災の視点に立った土地利用を誘導します。

(2) 都市の防災構造の強化

- ・道路や公園・オープンスペース等が適切に配置された災害に強い都市構造の形成に努め、あわせて市街地の耐震性・耐火性の向上を図ります。

(3) 市民との協働による減災対策

- ・災害を予防し、災害時の被害を最小限にとどめるために、市民の防災意識の高揚を図り、災害への備えや住宅の耐震化等への理解を深めるとともに、自主防災組織等の整備充実について支援します。

9-2 主要な都市防災の方針

(1) 自然災害への対策

1) 土砂災害、河川災害、高潮災害、浸水被害対策の推進

- ・台風・豪雨等に伴う土砂災害の防止のため、危険箇所についての継続的な調査・把握を進め、県や地権者とも連携し、砂防施設等の整備・更新を進めます。また、土砂災害警戒区域等については、その周知に努め、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等を推進します。
- ・河川災害の防止のため、緊急度を考慮しつつ、河川及び治水施設の整備・更新を進めます。また、高潮災害の防止のため、海岸保全施設の整備・更新を進めます。
- ・集中豪雨時の浸水被害の低減を図るため、各種治水対策事業の推進とあわせ、円滑な排水対策を推進します。

2) 火山災害対策の推進

- ・霧島山、桜島の火山災害については、県との連携のもと、砂防施設や避難路等の整備を進めます。

(2) 防災的土地利用の推進

- ・既成市街地や今後住宅地として開発整備される地域においては、土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、安全な市街地の形成を図ります。
- ・老朽木造家屋が密集する地域では、道路・空地を確保・拡充し、防災上危険な市街地の解消を図ります。
- ・新規開発等の事業に際しては、各法令等に基づき、防災の観点から総合的な調整・指導を行い、特に、大規模宅地造成や危険斜面の周辺等における開発行為に際しては、防災に配慮した土地利用への誘導等を計画的に行います。

(3) 防災空間の確保と防災ネットワークの充実

- ・延焼遮断帯や緊急輸送路、避難路、避難場所の機能を有する防災空間としての視点を重視し、道路や公園・緑地等の適切な配置・整備に努めます。
- ・医療、福祉、行政、避難場所等の機能を有する防災拠点へのアクセス道路や拠点間を結ぶ道路については、多重化・代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパス等の整備、耐震対策を推進します。また、身近な避難路や消防活動の支援路となる区画道路の確保を推進します。
- ・災害や緊急事態に迅速に対応できるよう避難や緊急地震速報等の防災情報を確実に伝達するための防災行政無線の統合・整備に努めます。

(4) 市街地・建築物の耐震化・不燃化等の推進

①防火・準防火地域の指定

- ・建築物が密集し、火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域*の指定を検討するとともに、耐火建築物または防火建築物の建築を促進します。

②住宅・建築物の耐震化

- ・市役所、総合支所、消防・警察等の施設、学校、公民館、医療機関の施設など災害時の拠点となる施設や人々が多く集まる公共的な建築物等については、重点的に耐震化・不燃化を推進します。
- ・市有建築物、特に学校教育施設については、ほとんどの学校で耐震診断を終えており、補強が必要な校舎等は年次的に耐震改修を行います。
- ・建築物耐震改修促進計画*に基づき、平成27年度には住宅や多くの人が利用する特定建築物、防災拠点の耐震化率が9割となることを目標として、住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

③住宅用防災機器の普及促進

- ・ 消防法の改正により、一般住宅への設置が義務付けられた住宅用防災機器（住宅用火災警報器等）についての啓発を行い、普及促進を図ります。

④防火水槽等の整備

- ・ 市街地における貯水槽等消防水利の整備を推進します。

⑤空き家・空き店舗等の対策

- ・ 空き家・空き店舗等については、所有者や管理者に対し、維持管理の徹底や敷地の囲い込みの設置、照明機器の設置、敷地内の可燃物の除去等、放火火災予防・防犯対策等を促します。老朽空き家等については、建替えや除却を促すなど、市街地における防災対策の強化に努めます。

(5) ライフライン施設の耐震化等の促進

- ・ 上・下水道施設の耐震化を推進するとともに、関連事業者に対し、電気・ガス施設や電気通信施設の耐震化、代替性の確保を要請し、災害時におけるライフライン* 関係施設の機能確保を図ります。

(6) 協働による防災まちづくりの推進

- ・ 防災出前講座の開催等により市民の防災に対する知識を深め、防災意識の向上を図るとともに、防災マップの配布により、市民への災害情報の提供や避難場所等の周知を行い、自衛手段の確保を促進します。
- ・ 主な観光拠点や宿泊施設に防災マップを掲示するなど、観光客等の一時滞在者に対する防災情報の提供に努めます。
- ・ 関係機関と連携した対策会議の継続的な開催により、総合的な防災体制の強化を図ります。
- ・ 地域の防災力向上のため、関係機関と連携し、防災リーダーの育成や自主防災組織の育成・強化に向けた取り組みを行います。

10. その他の都市整備の方針

10-1 福祉のまちづくりに関する整備方針

(1) 基本的な考え方

- ・ 少子高齢化の進展に配慮し、高齢者や障がい者、子供連れの人をはじめ、すべての人が活動しやすい都市づくりを目指します。

(2) 福祉のまちづくりに関する整備方針

1) バリアフリーやユニバーサルデザインの推進

- ・ 駅周辺や公共施設、住宅及び商店街等において、市民・事業所・行政が相互に連携して、バリアフリー化やユニバーサルデザインを推進します。

2) 高齢者・障がい者などにやさしい移動手段の確保方策の検討

- ・ 高齢者・障がい者等の交通弱者のための公共交通機関の確保に努めるとともに、公共交通のバリアフリー化や交通のシームレス^{*}化、段差がなく円滑に移動できる歩行空間の確保等を促進します。

10-2 その他公共施設等の整備方針

(1) 基本的な考え方

- ・ 公共施設については、既存ストックの保全と活用を基本とし、安全性や利便性の向上を図るとともに、適切な維持・管理を推進します。
- ・ 情報通信基盤の地域格差の是正に積極的に取り組みます。

(2) 学校教育施設・スポーツ文化施設

1) 学校教育施設

- ・ 児童・生徒等の安全を確保するため、できるだけ早期に全ての学校教育施設が耐震基準を満たすよう、必要な改修を行います。

2) スポーツ・文化施設

- ・ 老朽化の進む一部の体育施設については、改修及び維持管理を計画的に行います。
- ・ 文化施設については、設備の充実を図るとともに適切な維持管理を行います。

(3) 市営住宅

- ・市営住宅については、定住促進の視点にも配慮しながら、「市営住宅ストック総合活用計画*」等に基づき、既存の住宅ストックの有効活用を図ります。また、老朽化した市営住宅については、建替え若しくは解体の推進を図ります。

(4) 情報通信基盤施設

- ・中山間地域を中心に、情報通信基盤の未整備な地域が残されていることから、地理的状況に応じて生じている情報通信基盤の地域差の是正に向け、通信事業者・放送事業者と連携しながら、インターネットのブロードバンド*未整備地域の解消、携帯電話の通信不能地域解消、地上デジタル放送*の視聴できる環境整備を行います。